

人権啓発活動地方委託

○事業目的

人権思想の普及高揚を図り、地域住民に人権問題に対する正しい認識を広めるため、地域の実情や実態にあった適切な人権啓発活動を行う。

○事業形態

県が国から受託した後に市町村に再委託

○委託の対象となる啓発活動

- ① 講演会の開催
- ② 資料の作成、配布
- ③ 放送番組の提供
- ④ 新聞広告の掲載
- ⑤ 研修会（地域市町村関係者研修会、地域住民懇談会）の開催
- ⑥ 地域人権啓発活動活性化事業の実施
- ⑦ 人権啓発フェスティバル事業の実施
- ⑧ その他の啓発活動